

し尿・家庭ごみ処理等に係る手数料の見直し案

1 新料金案

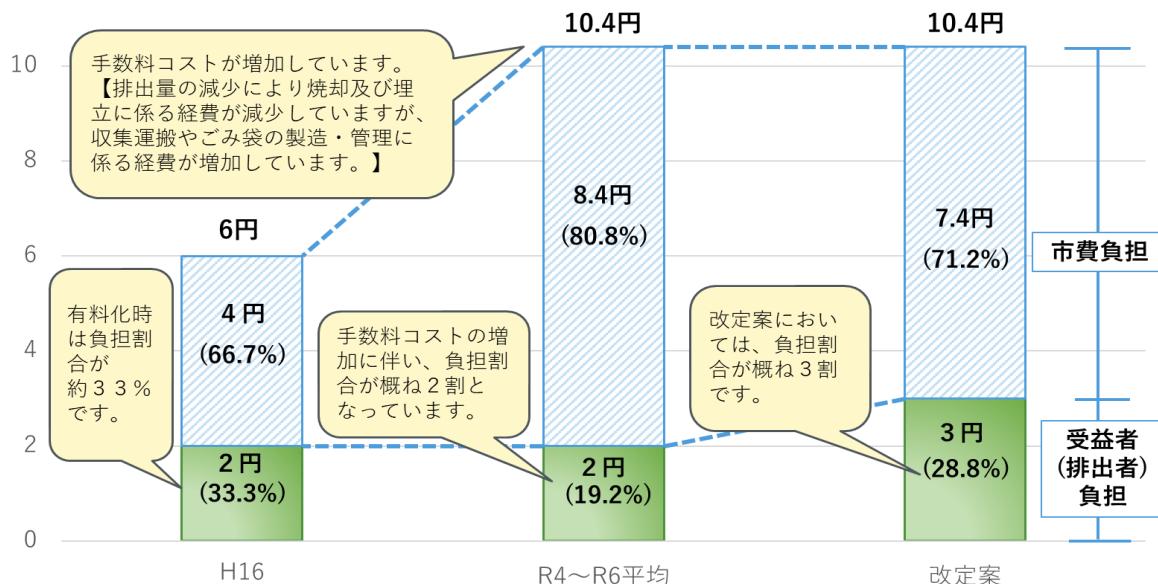
項目				現行料金	新料金	(改定額)	改定率		
し尿処理	仮設トイレ以外		50リットル当たり（50リットル未満は50リットルとし、50リットルを超える場合は50リットル未満の端数を切り捨てる。）	450円	670円	(+ 220円)	1.49倍		
	仮設トイレ	550リットル未満		600円	—	(+ 300円)	1.50倍		
		550リットル以上		450円	900円	—	—		
		加算する額	収集1回につき	1,500円					
指定ごみ袋	1 家庭廃棄物のうち燃やせるごみ及び燃やせないごみを収集、運搬及び処分するとき。	(1) 5リットル用		10円	15円	(+ 5円)	1.50倍		
		(2) 10リットル用		20円	30円	(+ 10円)	1.50倍		
		(3) 20リットル用		40円	60円	(+ 20円)	1.50倍		
		(4) 30リットル用		60円	90円	(+ 30円)	1.50倍		
		(5) 40リットル用		80円	120円	(+ 40円)	1.50倍		
手数料シール	規則で定める指定ごみ袋により排出することが適当でないと認められる場合にあっては、規則で定める1単位につき			80円	120円	(+ 40円)	1.50倍		
粗大ごみ	2 家庭廃棄物のうち規則で定める粗大ごみを収集、運搬及び処分するとき。			300円	450円	(+ 150円)	1.50倍		
				650円	970円	(+ 320円)	1.49倍		
特定家庭用機器	3 家庭廃棄物のうち規則で定める特定家庭用機器の粗大ごみを収集及び運搬するとき。			2,800円	2,800円	(+ 0円)	1.00倍		
廃棄物処分場	ごみ埋立処分手数料（一般廃棄物を処分するとき。）	10キログラムまでごとに		156円	234円	(+ 78円)	1.50倍		
清掃工場	ごみ焼却処分手数料（事業系一般廃棄物を処分するとき。）	10キログラムまでごとに		83円	111円	(+ 28円)	1.34倍		

2 減免制度の在り方を今後検討するもの

生活保護世帯に対するし尿処理手数料、ごみ処理手数料（燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ）、ごみ埋立処分手数料の減免は、これらの経費が生活保護世帯に支給される生活扶助に含まれていると考えられることや、負担の公平性、他市の減免の状況などを勘案しながら、制度の在り方にについて今後検討を進めます。

3 【指定ごみ袋】家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）処理手数料の改定案について

（1）手数料コスト（1L当たり）に対する受益者（排出者）負担割合



（2）手数料改定による影響額

現行	改定案	影響額（差額）
1,638円 (年間1人当たり)	2,457円 (年間1人当たり)	+819円 (年間1人当たり)

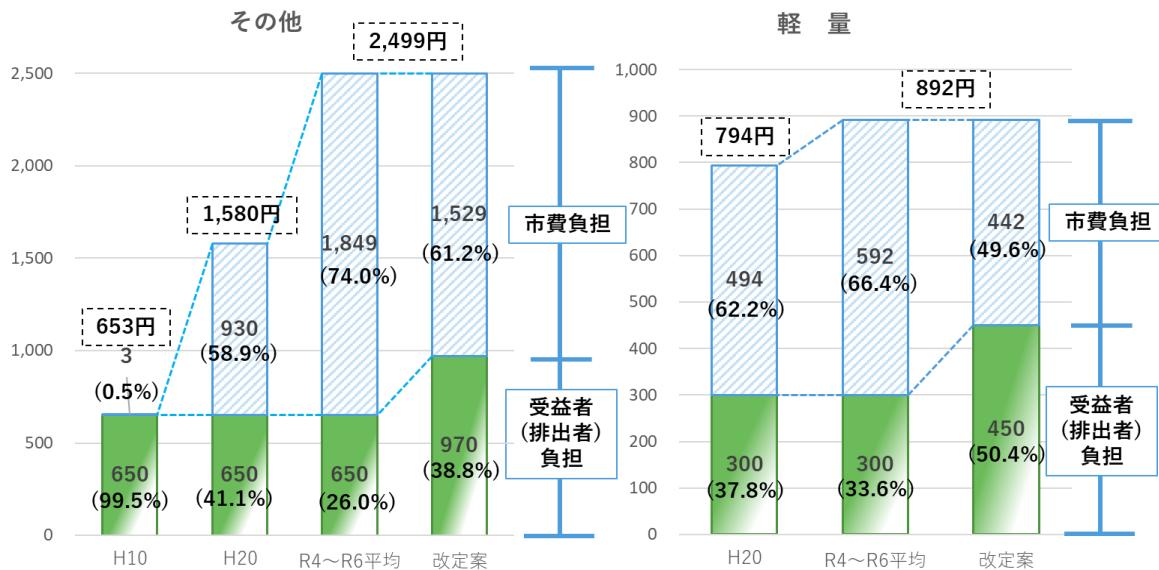
※ 新料金の適用時期：令和9年4月1日

（3）道内主要都市の状況

	手数料 (円/L)	備考	減免の状況
旭川市	3	見直し案	生活保護世帯減免の在り方について検討を進める
	2	現 行	生活保護、乳幼児、紙おむつ給付世帯
札幌市	2		乳幼児、紙おむつ給付世帯
函館市	2		低所得世帯（生活保護除く）
小樽市	2		乳幼児、紙おむつ給付世帯
室蘭市	3	R4に改定	障がい者
釧路市	2.6		乳幼児、紙おむつ給付世帯
帶広市	3	導入時から変更なし	天災、ボランティア
北見市	2	R8.10月から3円/L	生活保護、紙おむつ（無料収集）
苫小牧市	2		
江別市	3	R6に改定	生活保護、紙おむつ（R6. 10月から無料収集）

4 家庭ごみ（粗大ごみ）処理手数料の改定案について

(1) 手数料コスト（1個当たり）に対する受益者（排出者）負担割合



(2) 手数料改定による影響額

区分	排出の頻度 (※)	現行	改定案	影響額
軽量	1世帯当たり 3～4年に1個	300円／個	450円／個	150円／個
その他	1世帯当たり 4～5年に1個	650円／個	970円／個	320円／個

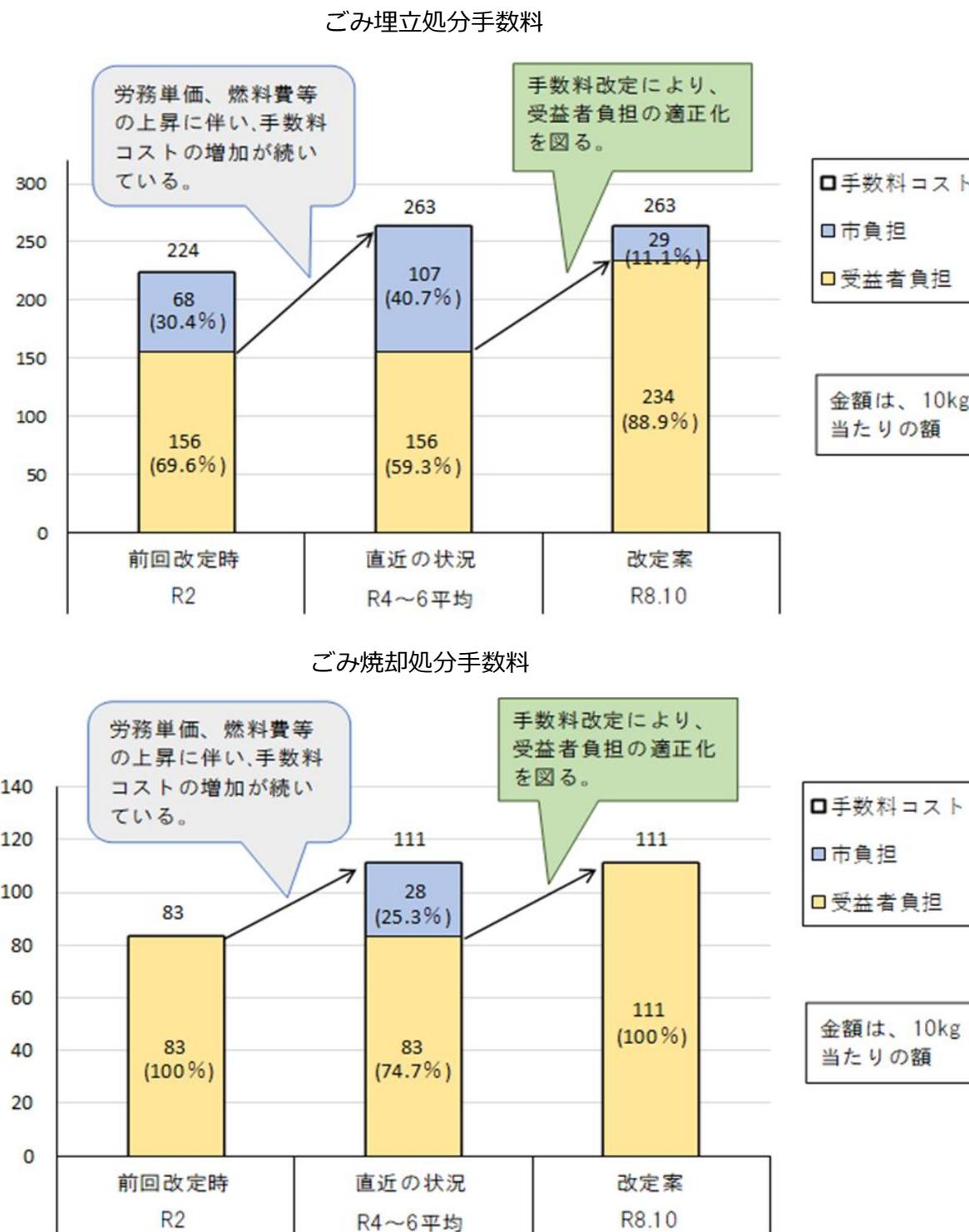
※ 新料金の適用時期：令和9年4月1日

(3) 道内主要都市の状況

	手数料 (円／個)	備考	減免の状況
旭川市	450、970	見直し案	生活保護世帯の減免の在り方について検討を進める
	300、650	現 行	生活保護
札幌市	200、500、900 1300、1800		生活保護
函館市	200、400、600		低所得者（生活保護除く）
小樽市	排出者が許可業者に依頼		なし
室蘭市	240		なし
釧路市	392		なし
帶広市	600		災害時
北見市	300	R8.10月から450円	生活保護
苫小牧市	300、600		なし
江別市	250、500、1000		なし

5 埋立・焼却処分手数料の改定案について

(1) 手数料コスト (10kg当たり)に対する受益者(排出者)負担割合



(2) 手数料改定による影響額

① ごみ埋立処分手数料の搬入量別モデルケース

搬入量	現行手数料 (A)	改定案 (B)	差額 (B)-(A)
100 kg	1,560 円	2,340 円	780 円
500 kg	7,800 円	11,700 円	3,900 円
2,000 kg	31,200 円	46,800 円	15,600 円

② ごみ焼却処分手数料の搬入量別モデルケース

搬入量	現行手数料 (A)	改定案 (B)	差額 (B)-(A)
1,000 kg	8,300 円	11,100 円	2,800 円
3,000 kg	24,900 円	33,300 円	8,400 円
5,000 kg	41,500 円	55,500 円	14,000 円

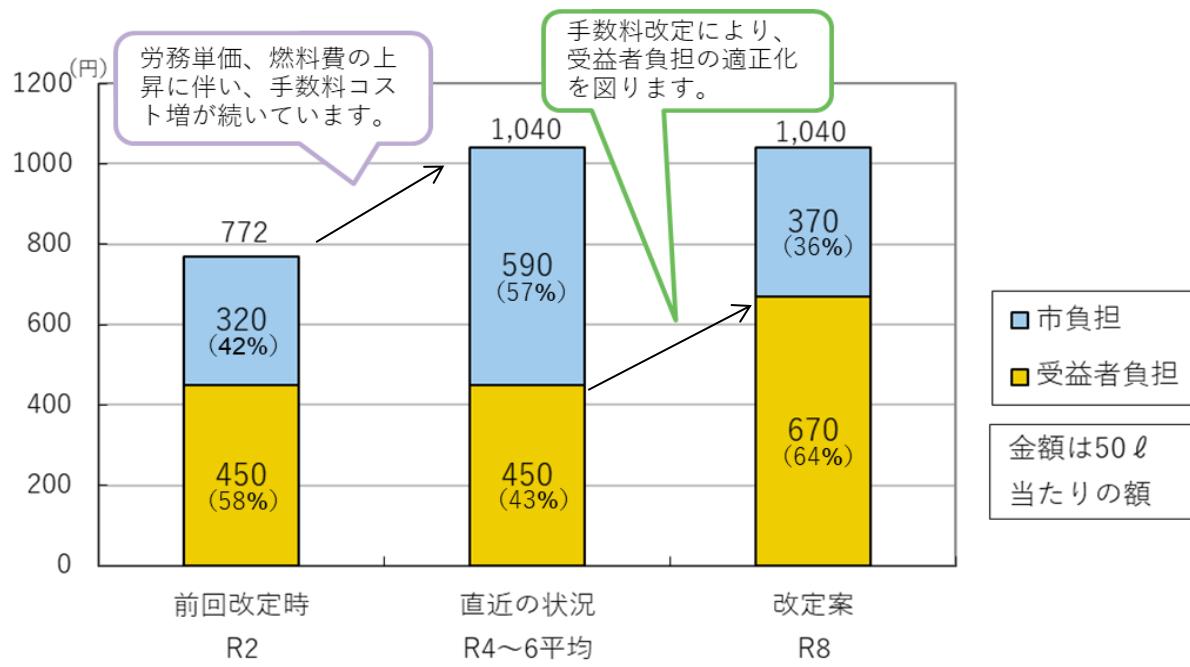
※ 新料金の適用時期：いずれも令和8年10月1日

(3) 道内主要都市の状況

都市名	10kgごとの手数料		備考	減免の状況		
	埋立処分	焼却処分		埋立処分	焼却処分	
旭川市	234 円	111 円	見直し案	生活保護世帯減免の在り方について検討を進める	現行どおり	
	156 円	83 円				
札幌市	200 円	200 円	現行	生活保護、天災、火災(家庭系のみ)	—	
函館市	103.4 円	103.4 円	令和8年1月1日からそれぞれ210円に改定	低所得者、火災(家庭系のみ)、天災		
釧路市	84 円	84 円	家庭系は 26.4 円	災害		
苫小牧市	140 円	140 円		災害(家庭系のみ)		
帶広市	170 円	170 円		災害		
小樽市	71 円	71 円	家庭系直接搬入なし			
北見市	100 円	100 円	令和8年4月1日からそれぞれ150円(家庭系は70円)に改定	生活保護、災害		
江別市	200 円	200 円	家庭系は 150 円	生活保護、災害等(家庭系ごみ)		
室蘭市	180 円	180 円		災害		

6 し尿処理手数料の改定案について

(1) 手数料コスト（50L当たり）に対する受益者（排出者）負担割合



(2) 手数料改定による影響額

くみ取り量	現行手数料 (A)	改定案 (B)	差額 (B)-(A)
200 ℥	1,800円	2,680円	880円
698 ℥ (R6年間平均収集量)	5,850円	8,710円	2,860円
1,500 ℥	13,500円	20,100円	6,600円

※ 仮設トイレは平均収集量（172L）において+900円の影響額

※ 新料金の適用時期：令和8年10月1日

(3) 道内主要都市の状況

	手数料	1ℓ当たりの手数料換算	備考	減免の状況
旭川市	670円／50 ℥	13.4円／ℓ	見直し案	生活保護世帯減免の在り方に ついて検討を進める
	450円／50 ℥	9円／ℓ	現 行	生活保護、災害、児童保育施設、 母子等
札幌市	390円／27 ℥	14.44円／ℓ		社会福祉法人
函館市	300円／100 ℥	3円／ℓ	下水道区域外 300円/1人	災害、社会福祉施設、 低所得者（生保除く）
釧路市	135円／20 ℥	6.75円／ℓ		災害
苫小牧市	322円／50 ℥	6.44円／ℓ	下水道区域外 244円/50 ℥	
帶広市	300円／50 ℥	6円／ℓ		災害
小樽市	161円／20 ℥	8.05円／ℓ	事業所 241円/20 ℥	生活保護、高齢者、母子、 障がい者
北見市	310円／50 ℥	6.2円／ℓ	令和8年10月1日から 460円／50 ℥に改定	生活保護、災害
江別市	120円／20 ℥	6円／ℓ		生活保護、災害
室蘭市	430円／36 ℥	11.94円／ℓ	下水道区域外 130円/36 ℥	災害、公衆トイレ 障がい者（下水道区域外のみ）